平成２８年度第３回佐倉市行政評価懇話会

１　日　　時　平成２８年１０月３０日（日）午前９時００分～

２　会　　場　社会福祉センター３階中会議室

３　内　　容（議事）

（１）第１回市民ワークショップについて
（２）平成28年度評価対象施策について
（３）その他

４　その他

（１）事務連絡等（事務局）

資料

・資料１　検討テーマ１
・資料２　検討テーマ２

実施計画書（平成 28 年度～平成 30 年度）
その他参考資料

【次回開催】第2回市民ワークショップ
（平成28年度第4回佐倉市行政評価懇話会）

日時：平成28年11月19日（土）午前9時30分～
場所：社会福祉センター3階中会議室

１．検討テーマ「市民のみなさんが健康的な毎日を過ごすために ～健康づくりが進んだまち　佐倉」

平成 28 年度佐倉市行政評価懇話会　市民ワークショップ

○行政評価懇話会　市民ワークショップにおける検討テーマ選定理由

・これまで行政評価懇話会で評価をしていなかった施策
・市民ワークショップ参加者アンケートで興味の高かった分野
・市民が議論をしやすく、市民自らが中心でできることはないかという視点で意見をすることができるテーマ

以上３点に配慮し、まち・ひと・しごと創生総合戦略施策（以下、まひしと略す）に位置づけられている基本施策から、今年度市民ワークショップのテーマを検討し、市民の身近な問題である「健康」に関わる施策を選定することとしました。

佐倉市健康増進計画「健康さくら 21（第 2 次）」では“すべての市民が健康で、いつまでも現役で心豊かに暮らせる健康なまち”を目標としています。健康であるためには、市民が日常からスポーツに親しんでいることが重要です。また、地域医療の充実による安心な暮らしも欠かすことができません。

そこで、次の３基本施策を市民ワークショップの論点としました。

１．１章基本施策２「市民の健康づくりを支えるまちにします」（まひし基本目標４）
２．１章基本施策１０「地域医療が充実し、市民が安心に暮らせるまちにします」（まひし基本目標３）
３．３章基本施策１０「スポーツが日常化したまちにします」（まひし基本目標２）

○行政評価委員会・市民参加ワークショップの役割・位置づけ

佐倉市行政評価懇話会とは

市の施策等について、第三者の視点で評価（チェック）を行い、次の見直し（アクション）に向けた提言を行う外部機関です。課題や改善策、また市行政では気がつかない視点などからご意見をいただいています。市は頂いたご意見を参考に、よりよい施策推進に向けて実行していきます。

市民ワークショップについて

市民の視点や感覚からのご提案、また市民が参加しうる推進方法などについて、ご意見を伺うことで、行政評価懇話会から市へ提出される意見書に生かしていきます。

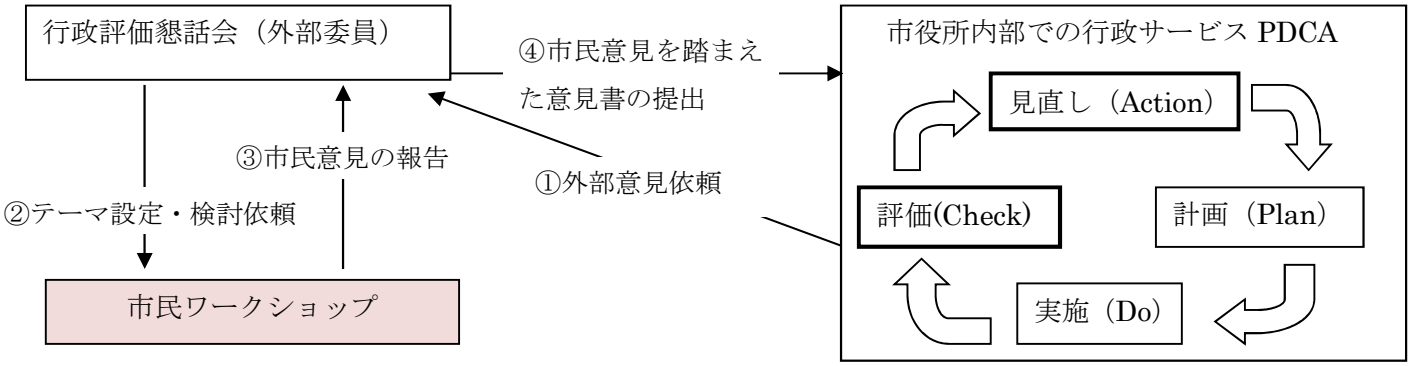

○市民ワークショップについて

ご検討いただくこと

「市民のみなさんが健康的な毎日を過ごすために　～健康づくりが進んだまち　佐倉」について、ご意見をいただきたいと思います。具体的には次の流れでご検討いただきます。

市民のみなさんが健康的な毎日を過ごすために必要な取り組みについて、

第１回ワークショップ（10 月 30 日（日））：
どのような課題、あるいは、伸ばしていくべき点があるか（課題の抽出）

第２回ワークショップ（11 月 19 日（土））：
課題を解決するため、あるいは、伸ばしていくべき点をさらに伸ばしていくために、どのような方策が考えられるか（課題解決アイデアの抽出）

！重要！

第１回ワークショップまでにお願いしたいこと

１．本説明資料・同梱資料をよくお読みください：

ワークショップではご説明や質疑応答の時間はなるべく短くし、話し合いの時間を長く取りたいと考えています。つきましては、お送りした資料を事前によくお読みください。

２．第１回ワークショップで出す意見を考えておいてください：

「市民のみなさんが健康的な毎日を過ごすために必要な取り組みについて、どのような課題、あるいは、伸ばしていくべき点があるか」考えておいてください。

ワークショップの進め方

・ご参加の皆様には５名程度のグループに分かれていただき、それぞれが進行役、タイムキーパー、発表シート作成、発表係となり、話し合いを行っていただきます。各班には、委員 1～2 名、職員１名（記録係）が参加し、１つの班は概ね８人程度となります。懇話会委員は議論が進むようにアドバイスなど支援をいたします。

・模造紙やふせん、シールなどを使った作業を通じて、気軽で楽しい雰囲気の中、話し合いを進めていきたいと考えています。

○施策について

佐倉市におけるスポーツと健康づくりの施策体系について

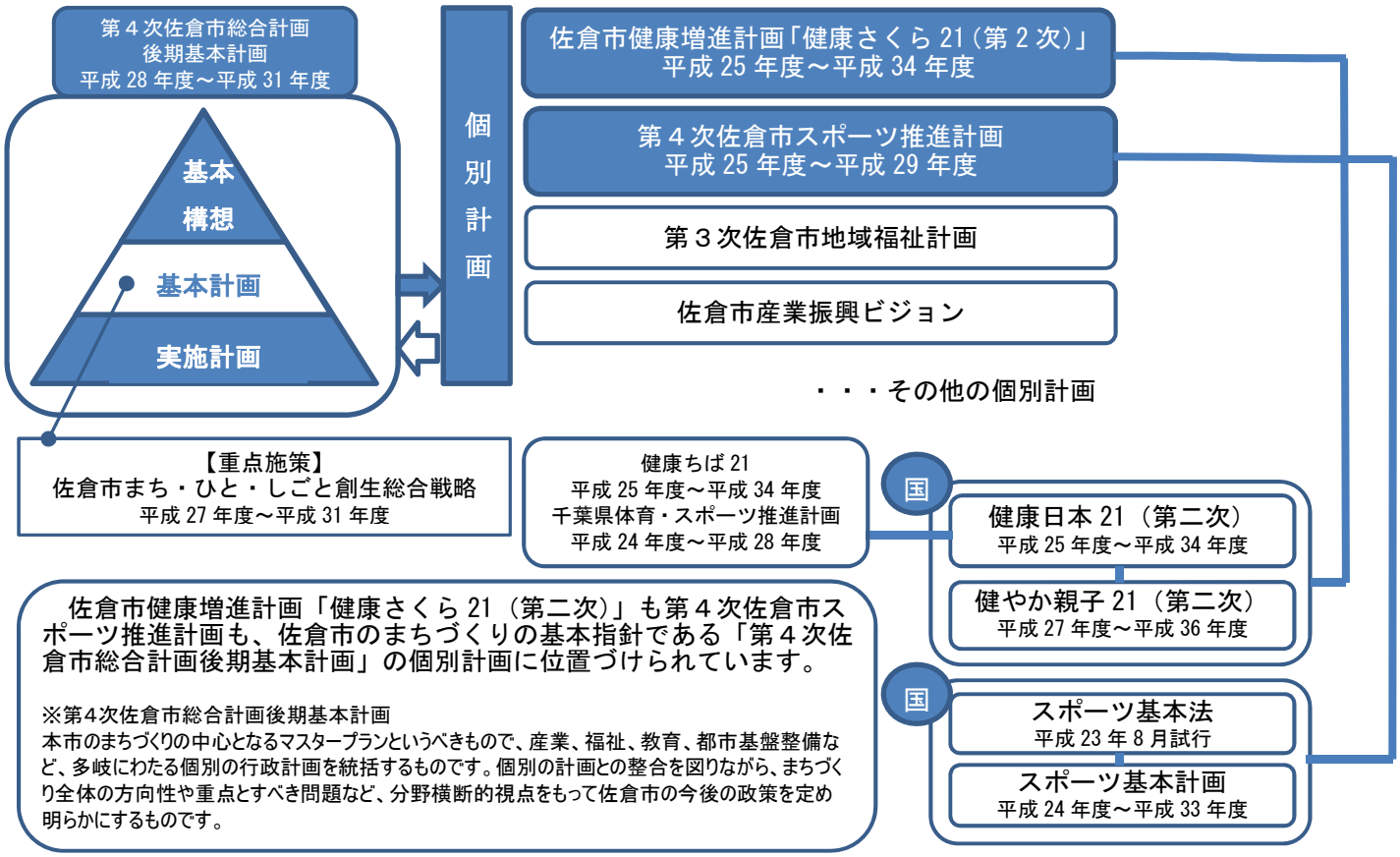

第4次佐倉市スポーツ推進計画について

佐倉市では、平成 25 年４月、「第４次佐倉市スポーツ推進計画」を策定しました。この計画は、一人でも多くの市民が、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツの推進に関する市としての取組を示すものです。

基本理念として「豊かなライフステージをスポーツとともに」をかかげ、２つの目標と５つの基本施策、１５の施策により構成しています。前計画である第３次佐倉市スポーツ振興基本計画の数値指標の達成状況や課題もふまえ、基本理念を実現するために、２つの目標に具体的な成果指標を設定しています。

【スポーツ推進計画の成果指標】

目標	成果指標	初期値	目標値（H29年度）
1	成人市民の週１回以上のスポーツ実施率	52.3%（H23年度）	60%
2	運動やスポーツをすることが好きな小学生の割合	68.3%（H21年度）	70%
	運動やスポーツをすることが好きな中学生の割合	57.7%（H21年度）	60%

【スポーツ推進計画の施策体系】

５つの基本施策		１５の施策	
1	ライフステージに応じた スポーツ活動を推進します	1	スポーツに親しむ機会を提供します
		2	スポーツ団体の育成や支援に努めます
		3	指導者の育成や支援を行います
		4	健康・体力づくりを推進します
		5	高齢者のスポーツ活動を推進します
		6	障害者のスポーツ活動を推進します
2	子どもの体力向上と 体育の充実を図ります	1	学校体育を充実させます
		2	スポーツ少年団の活動を充実させます
3	競技力の向上を図ります	1	トップアスリートとの交流の場をつくります
		2	印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します
		3	各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者を表彰します
4	スポーツ施設を充実させます	1	安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います
		2	安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます
		3	地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます
5	スポーツを活かして まちの活性化を図ります	1	スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します

佐倉市健康増進計画「健康さくら 21（第 2 次）」について

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら 21」を平成 16 年 3 月に策定しました。当初、計画の目標年度は平成 22 年度でしたが、平成 20 年度に見直しを行い、平成 24 年度に目標年度を延長しました。「健康さくら 21（第二次）」は、引き続き市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進するために、平成 34 年度を目標年度として策定したものです。

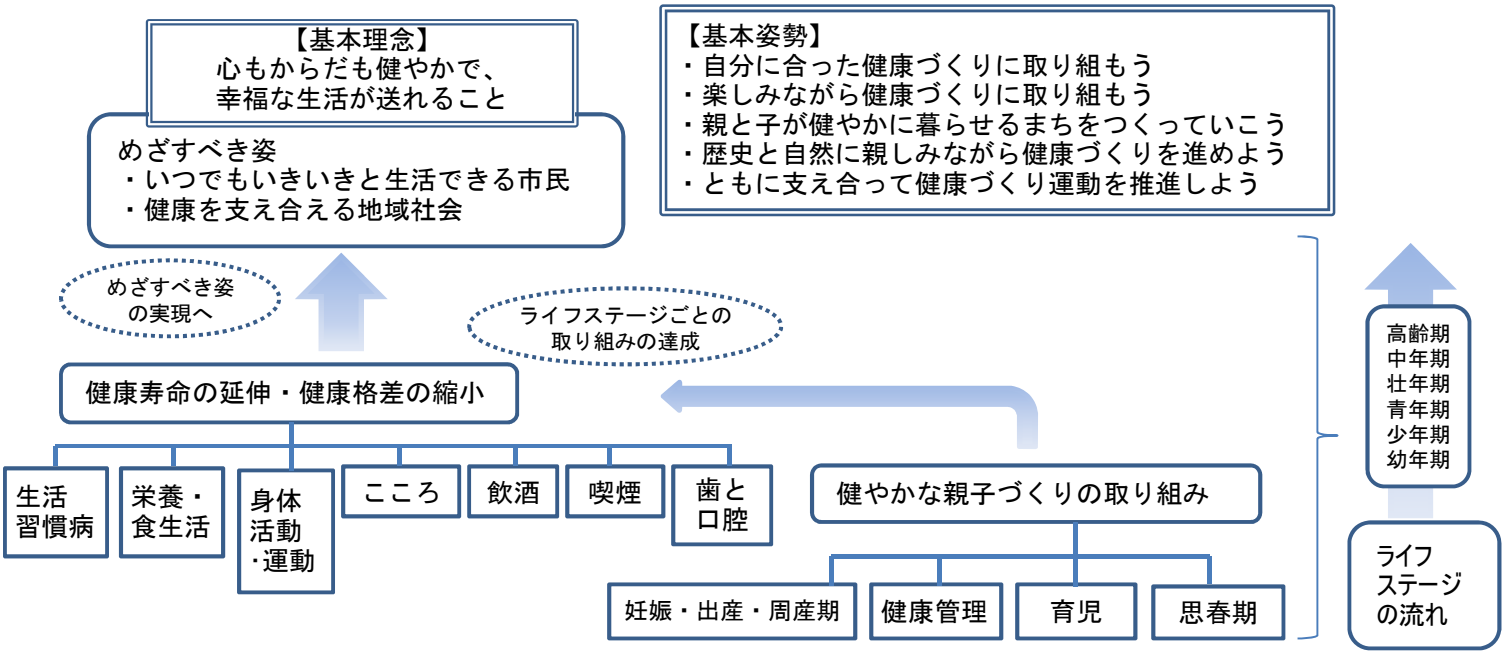

（1）１章基本施策２「市民の健康づくりを支えるまちにします」（まひし基本目標４）

１．施策の概要

章	「思いやりと希望にみちたまちづくり」 ～保健・福祉の充実、子育て・子育ち環境の充実～
基本方針	特定健診、各種がん検診、予防接種、保健指導などの保健事業の充実を図るとともに、地域でのリーダーの育成に努めつつ、市民が主体的に行う健康づくりの活動を支援することで、地域での健康づくり活動を推進します。
施策	１　市民とともに地域の健康づくりを推進します ２　生活習慣病の予防を推進します ３　がん・感染症などの早期発見・重症化防止に努めます
担当課 ★主管課	健康こども部 健康増進課（★）、市民部 健康保険課、福祉部 障害福祉課

２．具体的な取組（施策に紐付く実施計画事業）

事業の内容	平成 27 年度実施した概要	達成度※ 方向性※
1）成人保健推進事業		
・市民が積極的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域での市民団体等が行う健康づくりを支援します。また、食生活改善推進員による地域活動により栄養・食生活改善に関する知識の普及を図ります。 ・健康教育、健康相談、訪問指導を行い、市民が健康への関心と理解を深め、生涯にわたって「自分の健康は自分で守る」ことを意識し、健康の増進に努めることができるよう支援します。 ・心の健康づくりのために相談や支援できる体制を整備します。 	各種健康教育、健康相談、訪問指導を実施。 広報さくら、課のホームページ等を活用して生活習慣病についての啓発を実施。 ・広報での啓発 8 回、チャンネル佐倉による啓発も実施。 ・健康教育（各種教室、出前健康講座等）199 回　延 8,469 人 ・健康相談（定例・定例外）177 回　延 900 人・電話相談 359 件 ・精神科医相談（再掲）6 回 13 人・カウンセラー相談（再掲）6 回 15 人 ・ゲートキーパー養成研修（再掲）3 回　127 人 ・こころの健康づくり講演会＆映画上映会（H28.3.5）音楽ホールにて開催 490 人 ・生活習慣病予防講演会（H27.9.17）	目標達成 拡大

	慢性腎臓病予防をテーマに開催 88 人 ・訪問指導　実 28 人　延 30 人 ・食生活改善推進員活動実績 地区活動 104 回　延 2,639 人 合同研修　3 回　延　212 人 地区研修　4 回　延　335 人 プロジェクト活動 40 回 延 396 人 養成講座 6 回 延 134 人(24 人修了)	

2)健康増進企画事業

・保健及び医療のあり方について検討する「地域保健医療協議会」を運営します。 ・健康増進計画の策定等に関して意見を求める「健やかまちづくり推進委員会」を運営します。 ・健康増進計画「健康さくら 21」に関する事業の進行管理及び評価を行います。	・健やかまちづくり推進委員会を開催し、「健康さくら２１（第２次)」の進捗状況を報告。 ・地域保健医療協議会予防接種専門委員会、健診専門委員会、母子保健専門委員会、母子・成人歯科保健専門委員会、訪問歯科専門委員会、及び歯科口腔保健専門委員会を開催し、それぞれの事業について意見を伺った。	概ね達成 継続

3)健康推進事業

・市民の健康づくりを促進するため、啓発行事等を行います。 ・市の各種保健事業のスケジュールや医療機関一覧、急病診療所の情報等を掲載した健康カレンダーを年１回発行し市民に配布します。	・健康カレンダーを 75,000 部発行し、広報折り込み及び施設窓口にて配布。 ・健康づくり促進のための啓発事業を実施。（むし歯予防大会、市民公開講座（医科・歯科)、よい歯コンクール、歯ッピーかみんぐフェア)	目標達成 継続

4)保健センター整備事業

健康管理センター建物等の改修を行います。	・屋上防水シートおよび外壁の改修工事を実施し、雨漏りなどの施設不具合を改善。	目標達成 継続

5)特定保健指導事業

	特定健康診査の結果により、メタボリックシンドロームの予備群、該当者に対し、特定保健指導を実施します。	・特定保健指導の対象者には、自分の生活習慣の改善を振り返りながら、今後の行動目標及び行動計画を作成できるよう、保健師や管理栄養士による支援を実施。 ・特定保健指導は、初回面接実施後6 か月経過後の評価をもって終了とした。	半分程度は達成 継続
6）特定健診事業			
	40 歳から 74 歳までの国民健康保険被保険者を対象として、年に 1 回、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見と指導を行い、予防を図ります。なお、健診結果に応じて本人に適した特定保健指導を行います。	・特定健診実施期間：6 月 1 日～12 月 10 日 ・集団健診実施日数：57 日間 ・個別健診医療機関数：42 医療機関	半分程度は達成 継続
7）検診事業			
	胸部レントゲン検診、胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、特定健診（健康診査）、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健診を実施します。 	各種がん検診等を実施。 受診率の向上を図るため、受診勧奨に取り組んだ。 ・ 個別検診：市内 50 箇所の協力医療機関で実施(6 月 1 日～12 月 10 日) ・ 集団検診：特定健診（健康診査）、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診を同日に受診できる複合検診(17 会場 57 回)、子宮頸がん検診(4 会場 6 回)、乳がん検診(4 会場 22 回)、骨粗しょう症検診(4 会場 8 回)、肝炎ウイルス検診(4 会場 38 回)を実施。	半分程度は達成 継続

※選択肢の種類
〔達成度〕目標達成(100%以上)、概ね達成(75%～99%)、半分程度は達成(50%～74%)、一部達成(50%未満)、その他
〔方向性〕拡大(重点化)、継続(現状維持)、縮小(効率化)、事業目的・手段の見直し、統合・連携、その他、休止・廃止、完了

３．成果指標

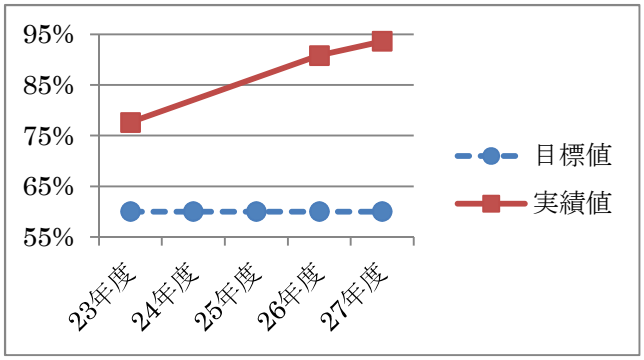

【１．健康に関心を持つ市民の割合】

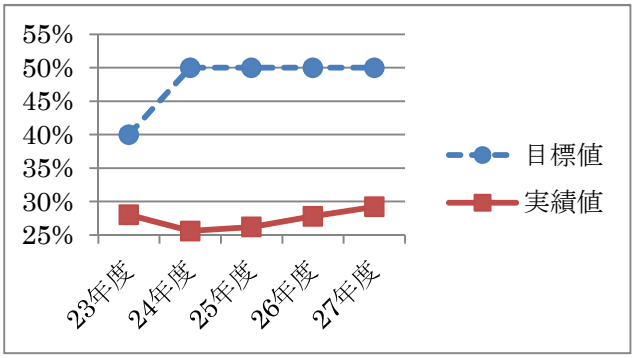

【２．各種がん検診受診率の向上】

1	指標名	健康に関心を持つ市民の割合				単位	%
	指標の解説	市民意識調査による回答結果を指標値とします。					
	目標値の考え方	平成 22 年度の実績値より、当面 60%を目標としました。					
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	60%	60%	60%	60%	60%	60%
	実績値	77.6%	－	－	90.8%	93.6%	93.6%

2	指標名	各種がん検診受診率の向上				単位	%
	指標の解説	がん検診平均受診率（胃がん、大腸がん、肺がん(胸部レントゲン)、子宮頸がん、乳がんの各種がん検診の合計受診率の傾向を把握し、全体的な受診率の向上を目指す)					
	目標値の考え方	国の「がん対策推進基本計画」及び佐倉市の「健康さくら２１（第２次)」における目標値を設定しました。					
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	40%	50%	50%	50%	50%	50%
	実績値	28.0%	25.6%	26.2%	27.8%	29.2%	29.2%

知って得する調理法講習

４．施策の総合評価

・特定健診の受診者数は 11,901 人、受診率は 31.5%でした。
・各種がん検診の受診率については、目標値を達成することはできませんでしたが、前年度と比較すると増加しています。
・生活習慣病予防教室、出前健康講座、健康相談の利用者数は目標値を達成することができました。
・特定保健指導利用率は、18.6%(平成 28 年 7 月現在の暫定値)で目標値を達成することはできませんでした。
・健康に関心を持つ市民の割合、生活習慣病予防教室受講後も目標を実行している市民の割合は目標値を達成することができました。
・高齢者肺炎球菌予防接種助成制度の実施により高齢者の健康維持と病気の予防に努めました。
（総括）がん検診受診率、特定保健指導利用率、特定健診受診率の３指標で目標を達成できませんでしたが、他の項目では目標を達成することができたため、概ね順調に進捗しているものと判断しました。

	A　順調に進捗	●	B 概ね順調に進捗		C 半分程度は進捗
	D　一部進捗		E その他		

５．今後の課題

・生活習慣病で亡くなる方が約 6 割を占めており、それに伴う医療費の増加は社会的な問題となっています。生活習慣病を予防するために、生涯を通じた健康診査やきめ細やかな保健指導が求められています。特定保健指導の利用率を向上する取り組みが必要です。
・医療費の適正化に向けて、糖尿病等の重症化予防への取り組みが重要です。

６．今後の取組方向

・各種がん検診の受診率向上に向けた普及啓発を行い、さらなる周知に努め、疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。
・市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、健康的な生活を自ら選択して実践し、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。そのためには、行政は効果的な保健事業を提供することに加え、自分の健康は自分で守るための「マイヘルスプラン」を持ち、実践していけるよう啓発いたします。また、地域の中で支え合い、励まし合える仲間づくりについても意識して取り組みます。
・助成制度を実施しておりました高齢者肺炎球菌予防接種は、定期接種化されました。
　今後も高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌定期予防接種の実施により、疾病の予防、重症化の防止などを推進します。

◇　健康増進事業について

市民の健康づくりを支えるために各種健（検）診、教室、相談、訪問事業を実施しています。

事 業 名	事 業 内 容
特定健診	40歳以上の①佐倉市国民健康保険被保険者②生活保護受給者③佐倉市の後期高齢者医療被保険者に対して、身体・血圧測定、診察、尿・血液検査、心電図・眼底検査、貧血検査を集団検診及び個別検診により実施しています。
各種がん検診	20歳以上（子宮頸がん）、30歳以上（乳がん）、40歳以上（胃がん・肺がん・大腸がん各検診）を対象に、集団検診及び個別検診により実施しています。
予防接種事業	予防接種法に基づき、感染のおそれのある疾病の発生、及びまん延を予防するため、必要な予防接種の通知・勧奨を行い予防接種を実施します。
特定保健指導	特定健康診査の結果により、メタボリックシンドロームの予備軍、該当者を対象に特定保健指導を行います。
健康相談・電話相談	生活習慣病予防や健診結果について、栄養や歯科、禁煙に関する個別相談を行います。
精神科医・カウンセラーによるこころの健康相談	こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族に対して、専門家による個別相談を行います。
出前健康講座	地域の集まりやサークル活動などに、保健師・栄養士・歯科衛生士等を派遣し、健康づくりに関する講座を行います。
糖尿病予防学習会	糖尿病に関する正しい知識を学び、糖尿病の予防に関する教室を行います。
運動習慣づくり教室	健康運動指導士より、運動の基本をお伝えします。運動習慣を身につけメタボリックシンドローム及び生活習慣病を予防するための教室を行います。
知って得する調理法講習会	生活習慣病予防のための食生活の正しい知識を学び、食習慣を改善するための教室を行います。
生活習慣病予防講演会	生活習慣病の予防のために必要な正しい知識の普及啓発、また個人の健康づくりに対する意識の向上を目的として講演会を行います。
こころサポーター養成研修	自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて専門機関へつなぐことができるようにこころサポーター(ゲートキーパー)の役割を担う人材を養成します。
食生活改善推進事業	健康づくりのボランティアである食生活改善推進員を養成し、地域で食を通じた健康づくり活動を展開できるように支援します。
訪問指導	保健師・歯科衛生士等が家庭訪問し、本人や家族に健康管理や生活習慣病予防などをアドバイスします。
チャレンジ！マイヘルスプラン2016	マイヘルスプランとは『自分でつくる自分のための健康プラン』です。1か月間、マイヘルスプランに取り組み、規定のポイントをゲットし応募してください。全員に参加賞をプレゼント、さらに抽選で図書カードが当たります。親子、夫婦、お友達と、おひとりで楽しみながら健康づくりにチャレンジしてください。

（課題）

市民の皆様が、自分の健康に関心を持ち、生涯にわたり「自分の健康は自分で守る」ことを意識し、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。そのために、各種健（検）診事業、教室・相談事業、訪問事業を実施していますが、**若い世代の検診受診や健康増進事業への参加が少ない状況です。**

（２）１章基本施策１０「地域医療が充実し、市民が安心に暮らせるまちにします」

（まひし基本目標３）

１．施策の概要

章	「思いやりと希望にみちたまちづくり」 ～保健・福祉の充実、子育て・子育ち環境の充実～
基本方針	医師会、医療機関などと連携し、救急医療環境及び体制の維持・充実を図ります。また、医療情報の収集や提供に努めるとともに、感染症に対する健康危機対策を強化し、市民が安心に暮らせるまちを目指します。
施策	１　医療に関する情報の提供に努めます ２　救急医療体制を維持・充実します ３　特定疾患の患者の支援に努めます ４　健康危機対策を充実します
担当課 ★主管課	健康こども部 健康増進課（★）

２．具体的な取組（施策に紐付く実施計画事業）

事業の内容	平成 27 年度実施した概要	達成度※ 方向性※
1）健康増進一般事務費		
健康増進施策を円滑に進めるために必要となる経費（消耗品の購入やシステム賃借等）を計上し、事務を迅速かつ正確に遂行します。	・健康増進に関する総合的な事務を実施 ・保健情報管理システムの運用	目標達成 継続
2）保健情報管理システム整備事業		
社会保障・税番号制度に対応するため、保健情報管理システムに対して所要の改修作業を行います。 	平成 26・27 年度分改修作業は完了。平成 26 年度予算の繰越分として、システム改修にかかる要件の定義、システム設計及び動作確認の単体テストを実施。また、平成 27 年度分としてプログラム結合テスト、総合テスト、団体内連携テストを実施。番号検索機能等の基本機能は平成 28 年 1 月から稼働を開始。	目標達成 その他（他機関との情報連携機能の改修を予定）

3）印旛郡市小児救急医療事業		
医療機関が休診となる平日の夜間、日曜、祝日、年末年始の昼夜間において、小児の急病に対処するため、印旛市郡医師会へ委託し、印旛市郡小児初期急病診療所の運営を行います。	時間外における小児の救急医療を確保することを目的とし、印旛市郡医師会の全面的な協力により小児科(内科系疾患)専門の初期救急医療機関として、全日午後 7 時から翌朝 6 時までのほか、日曜日、祝日、年末年始は午前9時から午後5時まで診療を実施。なお、当該事業は、印旛郡市 8 市町と協定を締結し、広域的に実施している。	目標達成 継続
4）休日夜間等救急医療事業		
・休日（日曜、祝日、年末年始）の昼、夜間において、救急医療体制の確保を図ります。 ・休日昼間は、各医療機関（内科、外科、歯科）の輪番により医療体制の確保を図ります。 ・休日夜間は、佐倉市休日夜間急病等診療所（内科、歯科）の運営を行うとともに、外科は医療機関の輪番により医療体制の確保を図ります。	・休日昼間は、各医療機関（内科、外科、歯科）の輪番体制により医療体制を確保した。 ・休日夜間は、佐倉市休日夜間急病診療所（内科、歯科）の運営を行うとともに、外科は各医療機関の輪番体制により、医療体制を確保した。	目標達成 継続
5）訪問歯科事業		
概ね 65 歳以上の在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対して、歯科医師等が訪問し、入れ歯・むし歯等に対する応急処置を実施します。	・訪問歯科診療を実施。 患者数 16 人、訪問回数 55 回、平均訪問回数 3.4 回 歯科医師訪問回数 39 回、歯科衛生士訪問回数 55 回 在宅歯科研修会 1 回開催 60 人参加 在宅歯科特別講演会 1 回開催 35 人参加 ・事業を市民へ周知するために、佐倉市健康カレンダー、市のホームページに掲載。広報さくら「高齢者の	概ね達成

		健康・福祉特集号」及び高齢者福祉課発行の「高齢者を支える地域資源マップ」に訪問歯科診療を掲載。 ・事業のチラシを作成し配布。 　居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会に計 233 枚配布。 ・訪問歯科診療後の評価を実施。 　診療後、「口腔の悩みが解消された」は 88%。治療後の変化として、表情が豊かになり、口腔ケアにも関心を持ち、義歯の手入れをするようになった、介護者の食事の手間が省けたとの回答を得ている。	事業目的・手段の見直し
6）難病者等見舞金支給事業			
	国が難病と指定した疾病の患者であることを県が証明している者へ、見舞金として月額2,000円または3,000円を支給するものです。	千葉県より特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者票を交付されている方からの申請により、見舞金を支給しました。	－
			－

※選択肢の種類
〔達成度〕目標達成(100%以上)、概ね達成(75%～99%)、半分程度は達成(50%～74%)、一部達成(50%未満)、その他
〔方向性〕拡大(重点化)、継続(現状維持)、縮小(効率化)、事業目的・手段の見直し、統合・連携、その他、休止・廃止、完了

運動習慣づくり教室

３．成果指標

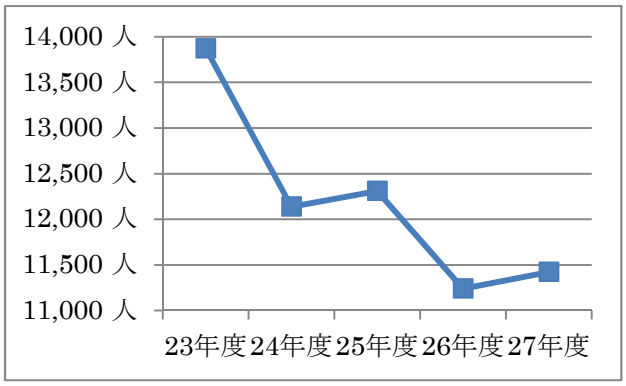

【１．印旛市郡小児初期急病診療所来所者数（実績）】

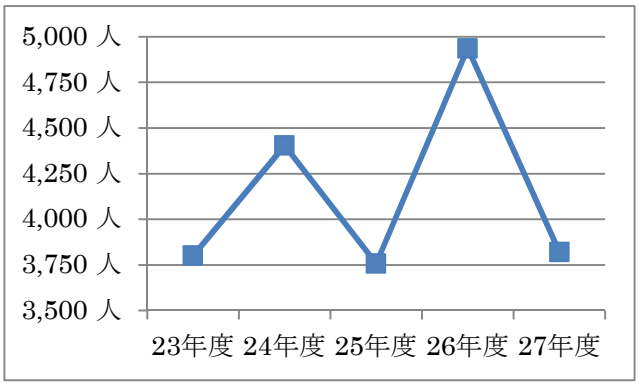

【２．休日夜間急病診療受診者数（実績）】

1	指標名	印旛市郡小児初期急病診療所来所者数			単位	人	
	指標の解説	印旛市郡小児初期急病診療所を受診した人数					
	目標値の考え方	安定した事業の運営を図ること、適正な事務処理を行うことのために、受診者の把握をしているものであり、目標値ではありません。					
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	－	－	－	－	－	―
	実績値	13. 873 人	12, 138 人	12, 310 人	11, 241 人	11, 424 人	―

2	指標名	休日夜間急病診療受診者数			単位	人	
	指標の解説	休日夜間急病診療所及び休日当番医を受診した人数					
	目標値の考え方	安定した事業の運営を図ること、適正な事務処理を行うことのために、受診者の把握をしているものであり、目標値ではありません。					
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	－	－	－	－	－	―
	実績値	3, 801 人	4, 404 人	3, 757 人	4, 936 人	3, 821 人	―

４．施策の総合評価

・時間外における小児の救急医療を確保することを目的とし、印旛市郡医師会の全面的な協力により小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、全日午後７時から翌朝６時までのほか、日曜日、祝日、年末年始は午前９時から午後５時まで診療を行いました。なお、診療所は、印旛郡市８市町村と協定を締結し広域的に実施しています。
・ほとんどの医療機関が休診となる日曜、祝日、年末年始に、昼間は内科・外科・歯科それぞれの医療機関の輪番制により、夜間は健康管理センター内の休日夜間急病等診療所や外科の医療機関の輪番制により、休日の医療を提供しました。
・申請のあった特定疾患の受給者に対し、見舞金を漏れなく支給することができました。また、特定疾患見舞金については制度を改正し、難病者等見舞金として対象者を拡大、また見舞金の支給金額を市町村民税の課税状況により月額2,000円または3,000円を支給することとし、平成２７年４月から施行しました。
・訪問歯科診療の利用回数は、年々減少傾向にあり、目標を達成することはできませんでした。歯科治療後の満足度は目標値を達成することができました。
（総括）訪問歯科診療の利用回数の項目を除き、すべて目標を達成できていることから、本基本施策は概ね順調に進捗していると判断しました。

	A　順調に進捗	●	B 概ね順調に進捗		C 半分程度は進捗
	D　一部進捗		E その他		

５．今後の課題

・一次医療、二次医療、三次医療といった機能が分担された救急医療を適切に受診できていない方もいることから、救急医療に関する情報を市民に啓発し、適正に利用していただくことにより、救急医療体制を維持していくことが必要です。
・在宅療養者の訪問歯科診療の需要は高いと考えられますが、近年、訪問歯科診療を専門に実施する医療機関や介護保険制度の導入で民間業者も参入してきている状況から、市の訪問歯科診療の利用者が減少しているものと考えられます。

６．今後の取組方針

・休日の診療体制については、適正な一次救急医療の受診について、広報する必要があります。
・平成 28 年度より、事業を見直し、市と印旛郡市歯科医師会で協定を結び、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科診療事業を実施します。

◆佐倉市の地域医療（救急医療等）

時間外、祝日、年末年始において、一次急病患者に対応するため救急医療体制の確保を行っている

【佐倉市休日夜間急病診療所】佐倉市健康管理センター内

診療科目　：　内科（小児内科以外）・歯科
診療日時　：　日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
19 時 00 分～22 時 00 分（受付～21 時 45 分）

【印旛市郡小児初期急病診療所】佐倉市健康管理センター内

診療科目　：　小児内科
対　　象　：　小児（中学３年生まで）
診療日時　：　①平日・土曜日
19 時 00 分～翌朝６時 00 分
（受付～ ５時 45 分）
②日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
９時 00 分～17 時 00 分
（受付 ～16 時 45 分）
19 時 00 分～翌朝６時 00 分
（受付 ～5 時 45 分）

【佐倉市休日当番医】市内診療所の輪番

診療科目　：　内科・外科・歯科
診療日時　：　日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
①昼間の当番医…内科・外科・歯科
９時 00 分～17 時 00 分
（受付 ～16 時 45 分）
②夜間の当番医…外科
19 時 00 分～22 時 00 分
（受付 ～21 時 45 分）

在宅療養者で、通院が困難な方に歯科医が往診し、自宅で診療が受けられます

【訪問歯科事業】

診療科目　：　歯科
対　　象　：　通院が困難な方
診　療　費：　健康保険扱い。その範囲で自己負担金があります

（３）３章基本施策１０「スポーツが日常化したまちにします」（まひし基本目標２）

１．施策の概要

章	「心豊かな人づくり、まちづくり」　～教育の充実、スポーツ活動の推進～
基本方針	『スポーツ振興基本計画』に基づき、日常的に地域の中でスポーツや身近に楽しめる運動などを通して、心と体の健康づくりを一層進めていきます。 今後、多様化する市民のスポーツニーズへの対応を充実し、市民体育大会や佐倉朝日健康マラソン大会などのイベントや、各種スポーツ教室を実施します。また、スポーツ施設・設備の修繕・改修を行い、適切に管理・運営することで、利便性を促進します。
施策	１　生涯スポーツのサポート環境を充実させます ２　スポーツに親しむ機会を提供します ３　安全で快適なスポーツ施設を提供します
担当課 ★主管課	健康こども部 生涯スポーツ課（★）、教育委員会　社会教育課

２．具体的な取組（施策に紐付く実施計画事業）

事業の内容	平成 27 年度実施した概要	達成度※ 方向性※
1）指導者育成・支援事業		
・スポーツ推進委員主管によるスポーツイベントを開催します。 ・スポーツ推進委員の育成や支援を行います。 ・スポーツリーダーバンク制度により、各種競技の登録指導者を地域に派遣します。	・市民のスポーツ活動の推進につながるよう、スポーツ推進委員主管によるスポーツイベントを開催するとともに、スポーツ推進委員には研修会や講習会への参加等による育成、支援を実施。 ・スポーツリーダーバンク制度に登録している各種競技の指導者を地域に派遣し、スポーツ技能向上に向けた指導を実施。	概ね達成 継続
2）スポーツ推進計画事業		
・第 4 次佐倉市スポーツ振興基本計画の進捗管理を行います。 ・佐倉市スポーツ推進計画（平成 30 年度～平成 34 年度）を策定します。 ・佐倉市スポーツ推進計画の進捗管理を行います。	・第 4 次佐倉市スポーツ振興基本計画の進捗状況について、関係各課に照会を行う準備を行った。	概ね達成 継続

3）スポーツ大会事業		
・市体育協会やスポーツ推進委員と連携し、市民大会、市制記念駅伝競走大会、子ども相撲大会、インディアカ大会を開催します。 ・実行委員会形式により佐倉朝日健康マラソン大会を開催します。 ・市体育協会やスポーツ推進委員と連携し、さくらスポーツフェスティバル、ニュースポーツまつりなどのイベントを開催します。 ・佐倉朝日健康マラソン大会の運営経費等に補助金交付による支援を行います。	・市民の健康、体力づくりや競技力の向上を目的として、第35回佐倉朝日健康マラソン大会、市民大会、第62回市制記念駅伝競走大会、子ども相撲大会、さくらスポーツフェスティバル、ニュースポーツまつり、インディアカ大会を開催し、スポーツに親しむ機会を提供。 ・佐倉朝日健康マラソン大会の開催経費に補助金を交付。	目標達成 継続
4）郡・県民体育大会事業		
・印旛郡市体育協会と連携し、印旛郡市民体育大会を開催します。 ・千葉県体育協会と連携し、千葉県民体育大会を開催します。 ・印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会に選手を派遣するとともに、選手への支援を行います。	・印旛郡市民体育大会に選手を派遣するとともに、傷害保険加入等の選手への支援を実施。 ・印旛郡市民体育大会の軟式野球、剣道を当市で開催。 ・千葉県民体育大会のレスリング競技及びカヌー競技を開催。	目標達成 継続
5）学校スポーツ開放推進事業		
・小中学校の体育館ならびに中学校のプール及び校庭を開放します。（スポーツ開放） ・小学校の校庭を開放します。（遊び場開放） ・小中学校の校庭、体育館及び教室を開放します。（学習開放）	学校教育に支障のない範囲で、学校の施設を公共の場として提供。 学校開放校　小学校２３校・中学校１１校 総利用件数　２３，４９９件 総利用人数　７２３，６８１人	目標達成 継続
6）スポーツ施設整備事業		
・市民体育館、青少年体育館等のスポーツ施設について、指定管理者と連携し、必要となる大規模な修繕や改修等を行います。 ・運動用具や機器等の整備を指定管理者と連携して行います。	・市民体育館柔道場ＧＨＰ空調室外機修繕工事を実施。 ・岩名陸上競技場の走り高跳び用マットを購入。 ・岩名陸上競技場のサッカーゴール、一般用１対、少年用２対を購入。	目標達成 継続

7）学校スポーツ開放施設整備事業		
小中学校の校庭・体育館を、学校教育に支障のない範囲で、市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放するために、スポーツ開放に供する施設の大規模修繕等、整備を行います。	学校教育に支障のない範囲で、学校の施設を公共の場として提供。 学校開放校　小学校２３校・中学校１１校 総利用件数　２３，４９９件 総利用人数　７２３，６８１人	目標達成 継続

※選択肢の種類
〔達成度〕目標達成(100%以上)、概ね達成(75%～99%)、半分程度は達成(50%～74%)、一部達成(50%未満)、その他
〔方向性〕拡大(重点化)、継続(現状維持)、縮小(効率化)、事業目的・手段の見直し、統合・連携、その他、休止・廃止、完了

３．成果指標

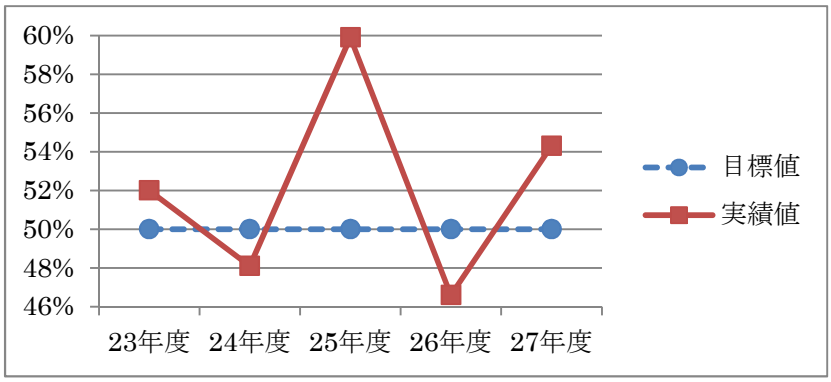

【１．成人市民における週１回以上のスポーツ実施率】

1	指標名	成人市民における週１回以上のスポーツ実施率			単位	品目
	指標の解説	成人市民が週に１回以上スポーツ（ウォーキングや体操を含む）を行う割合です。（市民意識調査）				
	目標値の考え方	当面、第３次佐倉市スポーツ振興基本計画における目標値としますが、平成 25 年度以降の目標値は、次期計画の策定に合わせて見直しを行います。				
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	実績値	52%	48.1%	59.9%	46.6%	54.3%	54.3%

４．施策の総合評価

８つの事務事業のうち、目標値を設定していない「スポーツ施設予約システム事業」を除き、残り７つの事務事業の中で６つ事業評価が目標を達成し、１つの事業評価が概ね達成したことから、この基本施策は概ね順調に進捗していると判断しました。

	A　順調に進捗	●	B 概ね順調に進捗		C 半分程度は進捗
	D　一部進捗		E その他		

５．今後の課題

・スポーツ推進委員の活動は、市民のスポーツ活動を推進していくうえで欠かせないものであり、スポーツイベントにおけるニュースポーツの紹介などを通して、スポーツに親しむ市民の増加につなげていく必要があります。
・スポーツを日常化したものにしていくには、市民自らがスポーツに取組んでいこうとする姿勢が重要ですので、そのきっかけづくりとなるスポーツ大会やスポーツイベントを開催していく必要があります。
・市のスポーツ施設では、安全性を第一に考えるとともに、不具合や故障に対して早期に対応し、利用への影響を最小限に抑えるよう配慮する必要があります。

６．今後の取組方向

・スポーツ推進委員と連携したスポーツイベントの開催は、市民がスポーツの選択肢を広げるうえでも有効なものであることから、スポーツイベントを開催していくとともに、スポーツ推進委員の知識や指導力向上に向けた支援を行います。
・スポーツ大会やスポーツイベントを開催し、参加するだけではなく、観る、応援するというスポーツへの関わり方も含め、市民のスポーツ活動を推進していきます。
・市のスポーツ施設は、市民のスポーツ活動の拠点となっていますので、安全で快適にスポーツ活動が行えるよう、指定管理者と連携し、施設や設備の不具合、故障箇所を早期に発見し、早期の整備に努めます。

市民インディアカ大会の様子

佐倉朝日健康マラソン大会の様子

主な市主催スポーツ大会・イベントの現状

第４次佐倉市スポーツ推進計画において、『成人市民の週１回以上のスポーツ実施率６０%』を目標に掲げています。

平成２７年度に実施した「市民意識調査」では、週に１回以上スポーツ（ウォーキングや体操を含む）をする人の割合が５４.３%でした。男女別・各年齢層別に見てみると、男性は、70 歳以上の 67.4%のみが目標値である 60%を超えており、18～29 歳が 42.9%、30～39 歳が 29.2%と低く、全体では 55.1%となっています。女性は、60 歳～69 歳が 75.9%、70 歳以上が 71.1%と高い実施率となっていますが、他の年齢層においては、18～29 歳が 23.5%など 50%にも満たない実施率であり、全体では 53.8%に留まっています。

この調査結果から、若い年齢層ほどスポーツ実施率は低く、女性においては、特に顕著に表れていました。

○　市民大会（年間）

①少年野球大会、②市民野球大会、③市民テニス大会、④ 市民剣道大会、⑤中学生レスリング大会、⑥近隣柔道大会、⑦市民卓球大会、⑧市民陸上大会、⑨市民ソフトテニス大会、⑩市民バレーボール大会、⑪市民バスケットボール大会、⑫市民バドミントン大会、⑬市民弓道大会、⑭市民ゴルフ大会、⑮少年サッカー大会、⑯市民空手道大会、⑰市民サッカー大会、⑱市民ソフトボール大会、⑲市民バウンドテニス大会、⑳市民スキー、㉑市民ボウリング大会

○　子ども相撲大会（10 月中・下旬頃）

○　長嶋茂雄少年野球教室（１０～１１月）

○　市制記念駅伝競走大会（１１月中旬頃）

○　マラソンクリニック（２月下旬頃）

○　佐倉朝日健康マラソン大会（３月下旬）

市民空手道大会の様子

○　スポーツ教室（年間）

①太極舞教室（１回）、②ピラティス教室（３回）、③ストレッチポール教室（１回）、④リラックスヨガ教室（１回）、⑤親子教室（１回）

○　ニュースポーツまつり（６月中・下旬頃）

内容

（ニュースポーツ体験コーナー）

1.　ミニバレー、ユニカール、ショートテニス、ラージボールテニス
2.　キャッチ・ザ・スティック、バンブーダンス、ダーツ、大なわとび
3.　（ゲームコーナー）

ミニボウリング・ゴムボールのストラックアウト

○　さくらスポーツフェスティバル（体育の日）

内容

（測定型）健康増進に関する体験・測定、子どもと大人の体力診断

（競技型）50m・100m タイムトライアル、ムカデ競争、サッカー、野球

（体験型）ヴォーテックスフットボール、ターゲットバードゴルフ、
グラウンドゴルフ、ディスクゴルフ、カヌー、ブラインドサッカー

（教室型）ウォーキング・ジョギング教室、ヨガ教室、親子ふれあい体操

○　インディアカ大会（12 月上・中旬頃）

さくらスポーツフェスティバルの様子

【資料２】

２．検討テーマ：「市民のみなさんが生活しやすいまち
～ 地域コミュニティが元気なまち　佐倉～ 」

平成 28 年度佐倉市行政評価懇話会　市民ワークショップ

○行政評価懇話会　市民ワークショップにおける検討テーマ選定理由

・これまで行政評価懇話会で評価をしていなかった施策
・市民ワークショップ参加者アンケートで興味の高かった分野
・市民が議論をしやすく、市民自らが中心でできることはないかという視点で意見をすることができるテーマ

以上３点に配慮し、まち・ひと・しごと創生総合戦略施策（以下、まひしと略す）に位置づけられている基本施策から、今年度市民ワークショップのテーマを検討し、市民の生活をよりよくするために重要な「地域コミュニティ」に関わる施策を選定することとし、次の２基本施策を市民ワークショップの論点としました。

１．６章基本施策１「地域のまちづくり活動が盛んなまちにします」（まひし基本目標４）
２．６章基本施策２「ボランティアや NPO などの活動が盛んなまちにします」
（まひし基本目標４）

○行政評価委員会・市民参加ワークショップの役割・位置づけ

佐倉市行政評価懇話会とは

市の施策等について、第三者の視点で評価（チェック）を行い、次の見直し（アクション）に向けた提言を行う外部機関です。課題や改善策、また市行政では気がつかない視点などからご意見をいただいています。市は頂いたご意見を参考に、よりよい施策推進に向けて実行していきます。

市民ワークショップについて

市民の視点や感覚からのご提案、また市民が参加しうる推進方法などについて、ご意見を伺うことで、行政評価懇話会から市へ提出される意見書に生かしていきます。

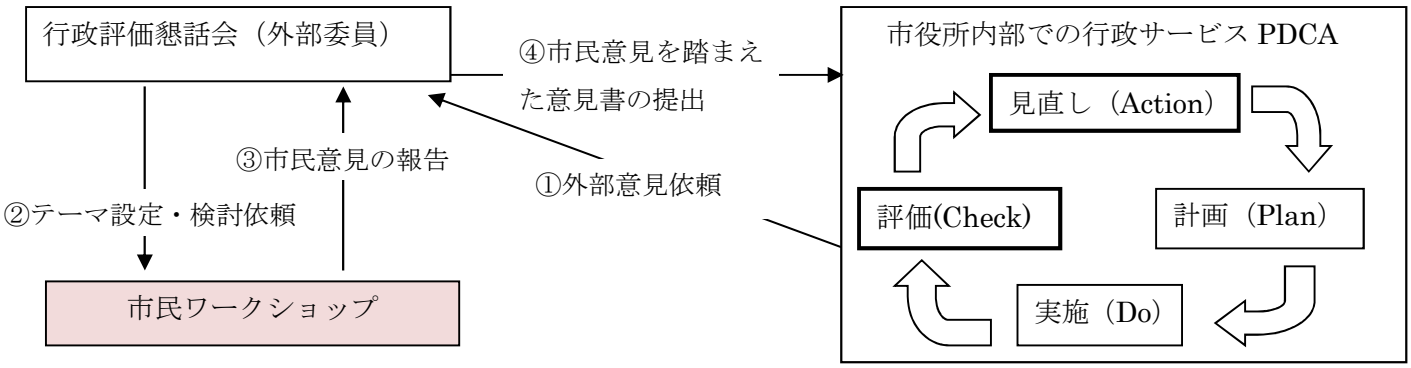

○市民ワークショップについて

ご検討いただくこと

「市民のみなさんが生活しやすいまち　～地域コミュニティが元気なまち　佐倉～」について、ご意見をいただきたいと思います。具体的には次の流れでご検討いただきます。

市民のみなさんがより暮らしやすい地域コミュニティにしていくにあたって、

第１回ワークショップ（10 月 30 日（日））：
どのような課題、あるいは、伸ばしていくべき点があるか（課題の抽出）

第２回ワークショップ（11 月 19 日（土））：
課題を解決するため、あるいは、伸ばしていくべき点をさらに伸ばしていくために、どのような方策が考えられるか（課題解決アイデアの抽出）

第１回ワークショップまでにお願いしたいこと　！重要！

１．本説明資料・同梱資料をよくお読みください：

ワークショップではご説明や質疑応答の時間はなるべく短くし、話し合いの時間を長く取りたいと考えています。つきましては、お送りした資料を事前によくお読みください。

２．第１回ワークショップで出す意見を考えておいてください：

「市民のみなさんがより暮らしやすい地域コミュニティにしていくにあたって、どのような課題、あるいは、伸ばしていくべき点があるか」考えておいてください。

ワークショップの進め方

・ご参加の皆様には５名程度のグループに分かれていただき、それぞれが進行役、タイムキーパー、発表シート作成、発表係となり、話し合いを行っていただきます。各班には、委員 1～2 名、職員１名（記録係）が参加し、１つの班は概ね８人程度となります。懇話会委員は議論が進むようにアドバイスなど支援をいたします。

・模造紙やふせん、シールなどを使った作業を通じて、気軽で楽しい雰囲気の中、話し合いを進めていきたいと考えています。

○評価対象となる基本施策

（１） ６章基本施策１「地域のまちづくり活動が盛んなまちにします」

（まひし基本目標４）

１．施策の概要

章	「ともに生き、支え合うまちづくり」～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
基本方針	市民、企業、ボランティア、ＮＰＯ、そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協働ができる環境を整備します。 また、地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。
施策	１　まちづくりに対する市民の関心を高めます ２　地域のまちづくり活動の環境を整備します ３　市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います ４　地域コミュニティ活動への支援を行います ５　コミュニティの活動拠点を確保します
担当課 ★主管課	市民部 自治人権推進課（★）、産業振興部 産業振興課

２．具体的な取組（施策に紐付く実施計画事業）

事業の内容	平成 27 年度実施した概要	達成度※	方向性※
1）市民協働推進事業			
・市民協働の推進に関する条例に基づき設置する「市民協働推進委員会」において、市民から提案された地域まちづくり事業及び市民協働事業の審議等を行います。 ・市民協働に係る講演会等を開催します。	・市民協働事業等について審議する市民協働推進委員会を年４回開催。 ・市民協働推進講演会を１回開催。	半分程度は達成	継続
2）市民協働事業			
市民協働の推進に関する条例に基づき、市民公益活動団体から提案を受けた公益的事業を対象に、一定の条件のもとで支援します。	市民公益活動団体から提案を受けた各種公益的事業について、市民協働推進委員会の意見をふまえ５団体に支援。	目標達成	継続

3）地域まちづくり協議会事業		
小学校区を単位として自治会・町内会等や各種団体等で構成される地域まちづくり協議会の設立支援及び事業支援を行っていきます。 子ども防犯教室（まち協）	◆事業実施実績 ・臼井：６事業 ・白銀小学校区：６事業 ・ふるさと弥富を愛する会：８事業 ・根郷小学校区：４事業 ・しづがはら：６事業 ・西志津小学校区：５事業 ・上志津：６事業 ・上座・ユーカリ：３事業 ・青菅：４事業 ・井野小学校区：４事業 ・山王小学校区：９事業 ・内郷地区：４事業 ・小竹小学校区：６事業 ◆地域への主な説明実績 ・地区代表者会議 ・和田小学校区、千代田小学校区、染井野小学校区、間野台小学校区等	目標達成 継続
4）市民憲章推進事業		
市民憲章推進協議会の事業を支援し、より多くの市民に市民憲章精神の普及と啓発を行います。	・市民憲章運動推進第 50 回全国大会浦安大会参加　25 名参加 ・市民憲章推進の日（3 月 1 日）啓発活動 ・市内小学校在籍の 3 年生に啓発品配布 ・1 団体への助成	概ね達成 継続
5）自治会等活動推進事業		
・自治会、町内会に対し、市の業務の説明会、掲示板、回覧などの配布を実施し、住民自治活動の充実が図れるよう支援します。 ・自治会、町内会などと行政と係わりの中で行う事業について、業務委託契約に基づ	・市内 11 地区に自治会・町内会等連合協議会が設立され、うち 9 団体に交付金助成。 ・地区代表者会議、地区代表者事務説明会等の会議を開催し、各種情報を提供。	概ね達成

	き実施します。 ・自治会、町内会などが実施する公益的な活動や、地域コミュニティの維持、形成に必要な事業に対し、資金面から支援します。	・行政文書回覧等に係る業務委託契約を 254 団体と締結。 ・自治会等自治振興交付金を 245 団体に交付。 ・掲示板の提供・修理、回覧板の提供。	拡大
6)コミュニティ環境整備事業			
	地域コミュニティにおける住民自治活動の拠点施設として、自治会・町内会・区等が管理運営する集会所の新築、増築、改築、修繕、用地賃借などに対して補助します。	自治会・町内会・区等からの申請に伴い、集会所等の新築・修繕事業に対して助成、および、集会所用地の借用に伴う助成。 ・新築　２団体 ・修繕　９団体 ・用地賃借料補助　３団体	目標達成 継続

※選択肢の種類
〔達成度〕目標達成(100%以上)、概ね達成(75%～99%)、半分程度は達成(50%～74%)、一部達成(50%未満)、その他
〔方向性〕拡大(重点化)、継続(現状維持)、縮小(効率化)、事業目的・手段の見直し、統合・連携、その他、休止・廃止、完了

３．成果指標

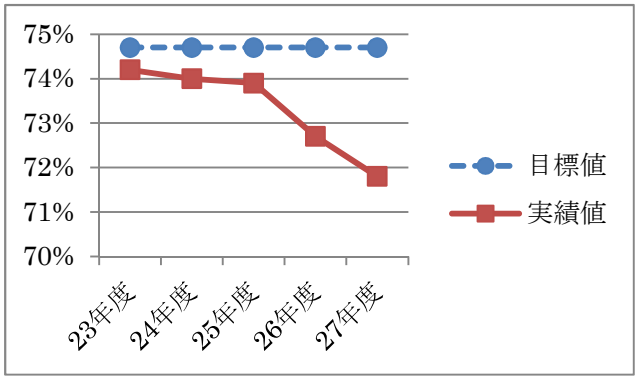

【１．自治会町内会加入率】

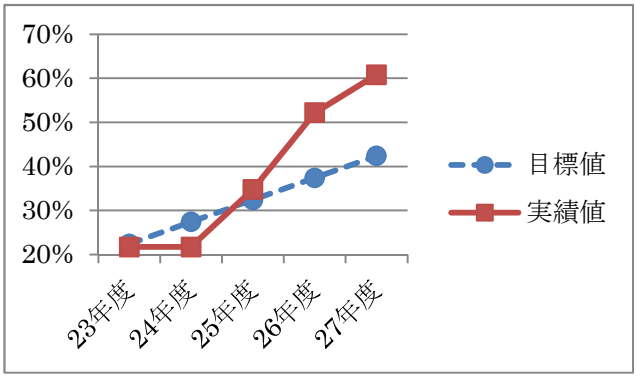

【２．地域まちづくり協議会設置率】

1	指標名	自治会町内会加入率				単位	%
	指標の解説	自治会に加入している世帯の割合					
	目標値の考え方	前年度維持として設定					
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	74.7%	74.7%	74.7%	74.7%	74.7%	74.7%
	実績値	74.2%	74.0%	73.9%	72.7%	71.8%	71.8%

2	指標名	地域まちづくり協議会設置率				単位	%
	指標の解説	地域まちづくり協議会が設置された小学校区の割合					
	目標値の考え方	年５％ずつ高めることを目標に設定					
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	22.4%	27.4%	32.4%	37.4%	42.4%	42.4%
	実績値	21.7%	21.7%	34.8%	52.2%	60.8%	60.8%

４．施策の総合評価

・より良い地域づくりの主役となります「地縁団体」の設立促進とともに各種取り組みが活発化していると思われます。
・地域まちづくり協議会の設立促進とともに各種取り組みが活発化していると思われます。
総体的にみると概ね目標を達成できていることから、本基本施策は概ね順調に進捗していると判断します。

	A　順調に進捗	●	B 概ね順調に進捗		C 半分程度は進捗
	D　一部進捗		E その他		

５．今後の課題

・自治会等自治振興交付金の申請団体数については、地区代表者が１年で交代する団体が多いことなどから、年度によって申請団体数が増減することがあります。
・修繕等については突発的な事由により早急な対応が必要な事例が存在する他、今後はマンションなどの集会室の改修工事等に係る要望も見込まれます。
・公益的な活動を行う自治会・NPO 等の活発化
・公益的な活動を行う市認証の協議会の活発化

６．今後の取組方向

・地域の公益的活動や地域コミュニティの維持・形成を支援するため引き続き事業を実施していきます。また、新たな開発区域等における自治会への加入や設立支援も引き続き行っていきます。
・地域の公益活動の充実を図るため、住民自治活動の拠点施設である集会所などの経費補助事業を引き続き実施していきます。
・より多くの市民の皆様にまちづくりに対する関心をもっていただき、公益活動への参加に繋げていただくためにも、効果的な広報や講演会等を行ってまいります。また、地域の自治活動を促進し、地域課題に柔軟に対応するためにも、協議会制度に関する説明を積極的に行ってまいります。

【資料２】

■「地域まちづくり協議会」って？

「地域まちづくり協議会」は、より住み良い地域づくりを実現するため、地域の課題を地域自らが取り組む組織であり、地域住民が通常徒歩で行き来できる生活圏である各小学校区を概ねの単位として設立を目指すものです。

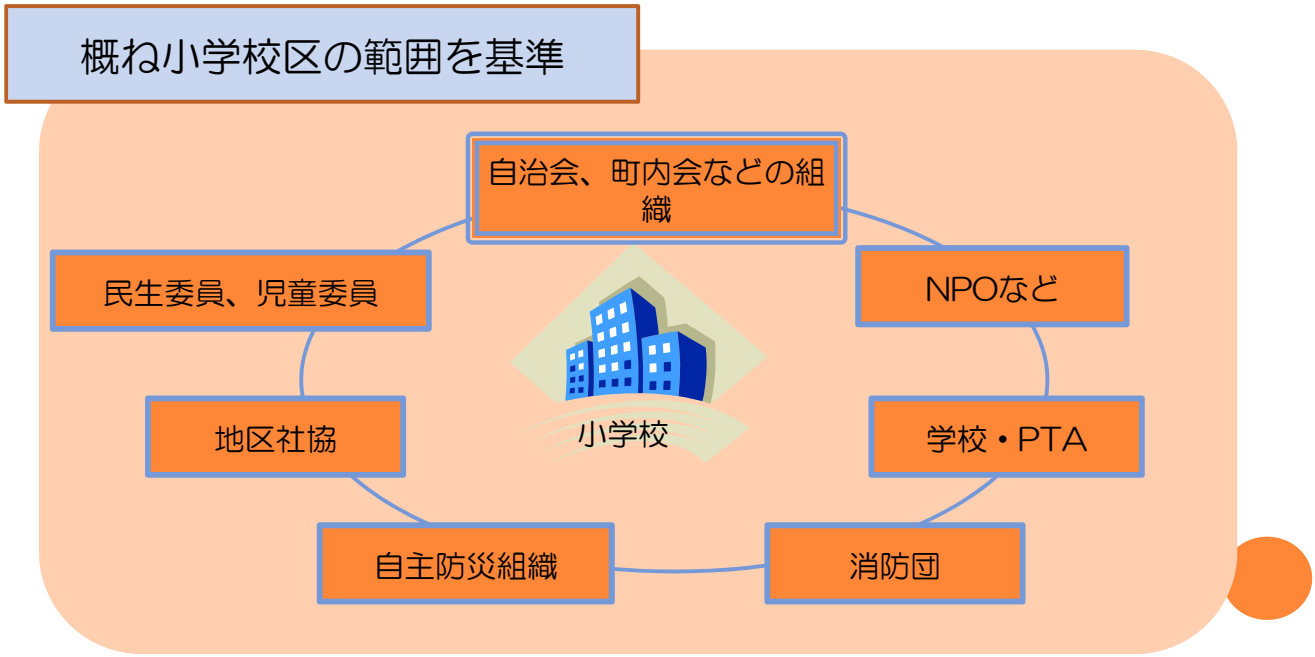

■なぜ、地域まちづくり協議会が必要なの？

地域が抱える課題

- 近所づきあいの希薄化
- 会員の高齢化
- 自治会加入率の低下
- 各種団体の担い手不足

地域を取り巻く課題の複雑・多様化
（防犯・防災・教育・福祉など）

解決のために

自治会等の各団体が単独で対応するのではなく、地域の課題として、様々な団体・住民が関り解決する。

■まちづくり協議会では何を行うのか？

○○小学校区

○○自治会	・防犯パトロール　・まつり、餅つき大会 ・環境美化活動　・防災訓練
○○自治会	・防犯パトロール　・まつり、餅つき大会 ・環境美化活動　・防災訓練
○○自治会	・防犯パトロール　・まつり、餅つき大会 ・環境美化活動　・防災訓練
○○地区社協	・福祉まつり　・福祉ボランティア ・１００円喫茶、いきいきサロン
○○青少年会議	・防犯パトロール ・地域交流事業（ふれあいまつり、軽スポーツ大会
○○小学校・PTA	・避難所運営訓練　・あいさつ運動 ・登下校見守り　・地域交流（ふれあい給食、昔遊び）
○○ボランティア	・防犯パトロール　・高齢者支援 ・地域清掃
○○消防団・自主防災組織	・防災訓練 ・防災パトロール
民生・児童委員	・高齢者、子ども見守り ・地域パトロール

○○まちづくり協議会

- 地域交流の場となるための事業
- 複数の団体が連携して行った方が効率的に実施できる事業
- 会員数の減少等により１つの自治会では、実施できなくなった事業
- 事業主体をまち協に替えることによって、団体の負担を削減する
- 地域と児童・生徒の交流の場となる事業

1.自治会とは？

同じ地域に住む人々で親睦や交流を通じて連帯感を培い、地域に共通する課題をお互いに協力して解決し、**より豊かな地域づくりを進めていくため**に**自主的に**組織された自治組織が自治会・町内会・区です。

住民自治

地縁組織

「地域において住民を組織化して活動を展開」

ボランティア団体・ＮＰＯ法人

「テーマごとに結成され活動する」

②自治会の定義

【目的】
原則として一定の地域的区画において、そこで居住するすべての世帯を組織することをめざし、その地域的区画内に生ずるさまざまな（共同の）問題に対処することをとおして、地域を代表しつつ、地域の（共同）管理にあたる住民自治組織である。

【役割】
□地域における共同生活のための基盤を管理する役割
⇒防犯灯管理、ごみ集積場管理、地域清掃
□地域を代表する役割
⇒市への要望

住民全員が参加することで成立する部分が大きい

加入率こそ自治会の力の源泉でありバロメーター

③自治会が抱える課題

□自治会加入率の低下

自治会加入率は、このところ全国の都市自治体でほぼ共通して下がってきている

その原因は・・・

(a)日本都市センター調査から

【2013年度日本都市センター調査から】自治会加入率低下の要因として行政の担当者意識していること

N=264

選択肢	回答数	割合
1　地縁型住民自治組織の活動が活発でないから	27	10.2%
2　地縁型住民自治組織の活動が住民に知られていないから	56	21.2%
3　活動が住民のニーズに合っていないから	36	13.6%
4　世帯規模が縮小しているから	78	29.5%
5　一人暮らし高齢者が加入しないまたは脱退するから	103	39.0%
6　住民が活動に参加する余裕がないから	96	36.4%
7　新たに開発された住宅団地（集合住宅含む）の住民が加入していないから	151	57.2%
8　住民相互のつながりが希薄だから	135	51.1%
9　新たに住民となった若年層が加入していないから	171	64.8%
10　地域に回帰した団塊世代が加入していないから	3	1.1%
11　わからない	6	2.3%
12　その他	34	12.9%
無回答	2	0.8%

(b)世帯規模の縮小

・高齢化、核家族化により世帯規模が縮小している。

・世帯人員の割合は、１人世帯と２人世帯で過半数を占める。

・未加入者が多いのは、１人または2人の世帯

順番で班長がまわってきても、自分一人しかいない、自分はできない、だから自治会をやめますというケースが増えている。

(c)ボランティア原理の限界

自治会活動は原則としてボランティアによって担われている。

地域の中で、地域のための（比較的地味で基礎的な）活動をボランティアで担ってくれる人が縮小しているではないか？

（d）自動加入文化の崩壊

・公共サービスは、行政が提供するものだけでは十分ではない。
より豊かな生活を行う上では、自治会が提供する公共サービスが必要。
こうしたことが住民の中で共通了解となっていたため、自治会に入るのは当たり前という意識が共有されていた。（自動加入文化）

・若い人たちの間では、自治会への認知が大きく崩れており、自動加入が成立しなくなっている。

□自治会間格差

地域活動が盛んな自治会と盛んではない自治会の差が大きくなっている。

傾向として・・

世帯規模大きい自治会は、活動が盛ん。

世帯規模小さい自治会は、活動が盛んではない。

①自治会数、加入状況

■自治会数（平成28年５月末現在）

２５５団体　54,127世帯

最大規模　中志津自治会（2,854世帯）

最小規模　飯野町区（10世帯）

■自治会加入率　（平成28年5月末現在）

71.66%

2．地域の力を必要とする社会的背景

社会を取り巻く背景　その１
【人口減少・超高齢社会の到来】

高齢化・人口減少が進むと地域ではどのような問題が発生するか？

- 高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯の増加
- 買物難民　・孤独死　・振り込め詐欺犯罪被害　・災害時の避難支援　・社会からの孤立
- 空き家問題
- 徘徊老人問題（認知症率増加による）

など・・・

「自助、互助・共助、公助」による相互補完

地域社会における「互助・共助」が特に重要！

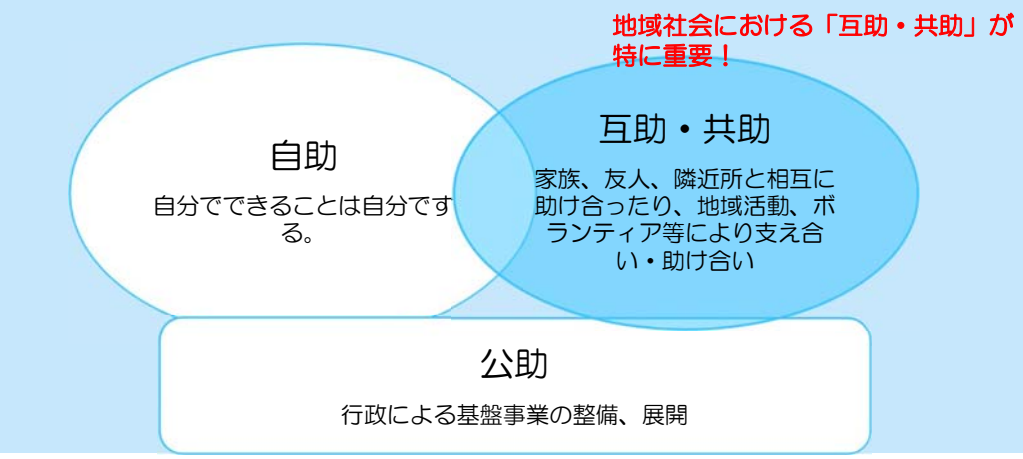

社会を取り巻く背景　その２
【災害発生への不安】

■大規模地震発生の可能性
　国の公表では、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況です。

地域防災計画での想定地震
①東京湾北部地震（南関東直下タイプ）　マグニチュード7.3程度を想定
②千葉県東方沖地震（南関東直下タイプ）マグニチュード6.8程度を想定
③三浦半島断層群の地震（活断層タイプ）マグニチュード6.9程度を想定

防災対策（災害からの被害を減らす　減災対策）

自助	•飲料水、食糧等の備蓄　•非常持ち出し品の準備 •家具の転倒防止　•住居の耐震対策
互助・共助	•自主防災組織の設立　•地域防災訓練の実施 •地域コミュニティの醸成
公助	•避難所施設の整備(防災倉庫、防災井戸、防災無線)　•災害体制の整備 •公共施設の耐震対策

（２） ６章基本施策２「ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします」

（まひし基本目標４）

１．施策の概要

章	「ともに生き、支え合うまちづくり」～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営
基本方針	福祉、まちづくり、国際交流、環境、教育、文化、芸術、スポーツ、防犯、防災など多様な分野での市民公益活動の需要の高まりが予想されることから、ボランティア精神の高揚を図り、幅広い分野への市民公益活動を促進します。 また、市民公益活動団体は、設立から日の浅い団体や小規模な団体が多く、活動を展開する上で、活動場所の確保、他団体との交流、情報の受発信など様々な課題を抱えていることから、団体の自主的な活動を尊重しつつ、これらに対応する環境整備に努めます。
施策	１　市民公益活動に対する市民の関心を高めます ２　市民公益活動を促進する環境を整えます
担当課 ★主管課	市民部　自治人権推進課（★）

２．具体的な取組（施策に紐付く実施計画事業）

事業の内容	平成27年度実施した概要	達成度※ 方向性※
1）ボランティア活動等振興事業		
・幅広い分野への市民公益活動を促進します。 ・市民公益活動補償制度を継続します。	市民公益活動補償制度の継続。	概ね達成 継続
2）市民公益活動サポートセンター管理運営事業		
・市民公益活動団体のための活動拠点施設の管理運営、各種事業を指定管理者制度により行います。 ・市民公益活動サポートセンター運営協議会を開催し、センターのあり方や各種事業について意見を聴取します。	・指定管理者により、市民公益活動サポートセンターの管理運営及び各種事業を実施。 ・市民公益活動サポートセンター運営協議会を開催し、指定管理者公募や各種事業について意見を聴取。 ・指定管理者との定期連絡会を開催。	目標達成 継続

※選択肢の種類
〔達成度〕目標達成(100%以上)、概ね達成(75%～99%)、半分程度は達成(50%～74%)、一部達成(50%未満)、その他
〔方向性〕拡大(重点化)、継続(現状維持)、縮小(効率化)、事業目的・手段の見直し、統合・連携、その他、休止・廃止、完了

３．成果指標

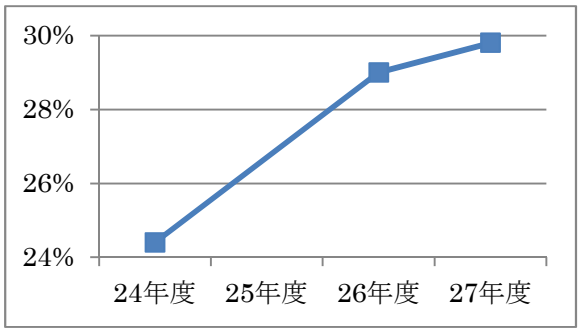

【１．ボランティアまたは市民活動が盛んだと感じる市民の割合（実績）】

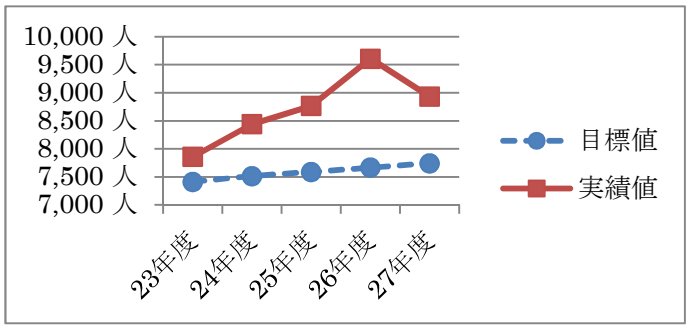

【２．サポートセンターの利用人数】

1	指標名	ボランティアまたは市民活動が盛んだと感じる市民の割合				単位	%
	指標の解説	市民意識調査で市民活動が盛んだと感じる市民の割合					
	目標値の考え方	初期値を測った上で、最終年度までに増加させる方向で設定します					
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	－	初期値	－	増加	増加	増加
	実績値	－	24.4%	－	29.0%	29.8%	29.8%

2	指標名	サポートセンターの利用人数				単位	人
	指標の解説	年間のサポートセンター利用者数					
	目標値の考え方	対前年度比 1%増加として設定					
	年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	最終目標値
	目標値	7,411 人	7,515 人	7,590 人	7,666 人	7,743 人	7,743 人
	実績値	7,861 人	8,442 人	8,769 人	9,609 人	8,933 人	8,933 人

４．施策の総合評価

市民活動が盛んだと感じる割合及びセンター利用者数を見る限りでは順調に進捗しているように思われます。
本基本施策については、総体的にみて概ね順調に進捗しているものと判断します。

	A　順調に進捗	●	B 概ね順調に進捗		C 半分程度は進捗
	D　一部進捗		E その他		

５．今後の課題

サポートセンターの利用者について、特定人ではなくより多くのサポートセンター利用対象者が利用するよう、周知啓発を行っていく必要があります。

６．今後の取組方向

・より多くの市民の皆様に、市民公益活動に対する関心をもっていただくためにも、企画事業をとおして周知啓発を図ってまいります。 ・市民公益活動を促進する環境・施設としてある市民公益活動サポートセンターについて、市と連携事業とスタッフのより一層の充実を図ってまいります。

障がいを持つアーティスト二人展・講演会（市民協働事業）

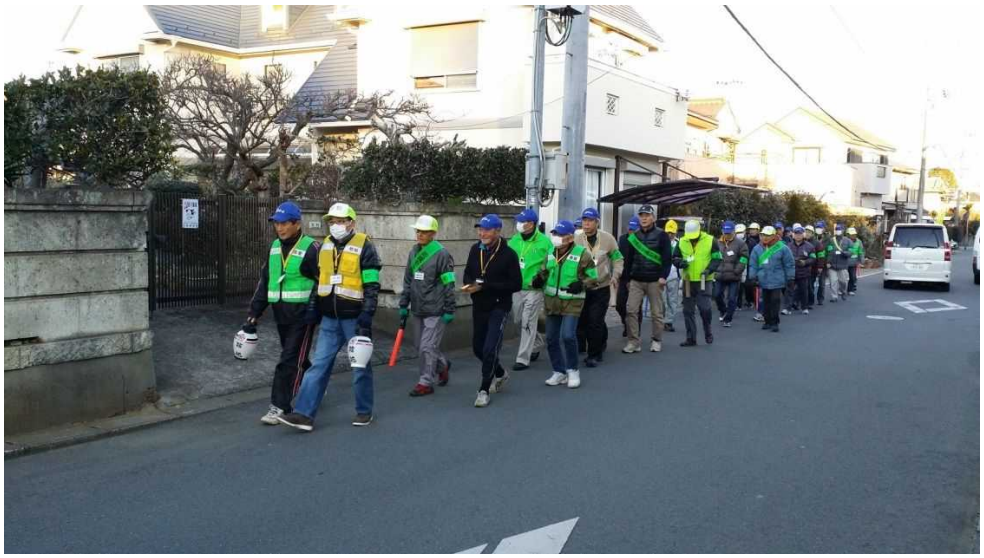

防犯パトロール（自治会）

参考資料

H28.10.30

第4次佐倉市総合計画施策体系表

歴史・自然・文化のまち～「佐倉」への思いをかたちに～

第1章（思いやりと希望にみちたまちづくり）

1. 地域福祉活動が盛んなまちにします
2. 市民の健康づくりを支えるまちにします
3. 健やかな親子づくりに取り組むまちにします
4. 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
5. 子どもが安全に暮らせるまちにします
6. 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
7. 高齢者が安心して暮らせるまちにします
8. 高齢者が生きがいを感じられるまちにします
9. 障害がある人も、その人らしく暮らせるまちにします
10. 地域医療が充実し、市民が安心に暮らせるまちにします
11. 安心して介護サービスを受けることができるまちにします
12. 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします
13. 生活困窮者の救済を行うまちにします

第2章（快適で、安全・安心なまちづくり）

1. 自然環境が保全されたまちにします
2. 地球環境に配慮したまちにします
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします
4. 消防・救急体制が充実したまちにします
5. 防災体制が整備されたまちにします
6. 安全に暮らせるまちにします
7. 市民が気軽に相談できるまちにします

第3章（心豊かな人づくり・まちづくり）

1. 市民が教育の主役になるまちにします
2. 佐倉学を推進します
3. 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします
4. 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします
5. 教育環境の整備を行います
6. 確かな学力が向上するまちにします
7. 心の教育が充実したまちにします
8. 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします
9. 健康教育を推進するまちにします
10. スポーツが日常化したまちにします

第4章（明日へつながるまちづくり）

1. 力強い農業ができるまちにします
2. 魅力あふれる農村環境のあるまちにします
3. 商店街が元気なまちにします
4. さまざまな企業の活動が盛んなまちにします
5. 企業誘致の促進、既存企業の新たな展開を促進します
6. 雇用が安定したまちにします
7. 住んでよし、訪れてよしのまちにします
8. 「佐倉ならでは」を創造・発信するまちにします
9. 芸術文化活動の盛んなまちにします

第5章（住環境が整備されたまちづくり）

1. 個性が活きる、住み続けたいまちにします
2. 住環境が良好なまちにします
3. 道路環境が充実した安全で快適なまちにします
4. 安定した水の供給を行います
5. 生活環境の改善を推進するまちにします
6. 花とみどりのまちにします
7. 公共交通機関が利用しやすいまちにします

第6章（ともに生き、支え合うまちづくり）

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします
4. あらゆる場への男女平等参画推進のまちにします
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします
6. 国際化推進のまちにします
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、自らの意見を市政に反映することができるまちにします
8. 適正な行政運営の確立に努めます
9. 健全な財政運営を進めます
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます